○農林水産省令第十一号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）及び水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の規定に基づき、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第百十条第三項第三号イを次のように改める。

イ　のれん

第百十一条第二項第一号中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　資産除去債務（有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）のうち、一年内に履行されると認められるもの

第百十一条第二項第二号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　資産除去債務のうち、前号ヲに掲げるもの以外のもの

第百二十三条第九項中「前期損益修正益」の下に「、負ののれん発生益」を加える。

第百三十八条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　合併に関する注記

第百四十六条の二の次に次の一条を加える。

（合併に関する注記）

第百四十六条の三　合併に関する注記は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　当事業年度において、吸収合併対象財産（吸収合併（組合が他の組合とする合併であって、合併により消滅する組合（以下「吸収合併消滅組合」という。）の権利義務の全部を合併後存続する組合（以下「吸収合併存続組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ　当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続組合の名称

ロ　合併比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ　吸収合併消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

ニ　会計処理方法を統一している旨（複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由）

ホ　決算書類に含まれる吸収合併消滅組合の業績の期間

ヘ　当該吸収合併に要した支出額及びその科目名

二　当事業年度において、吸収合併対象財産の全部について、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合　次に掲げる事項

イ　当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合の名称、吸収合併の目的、吸収合併日、吸収合併である旨及び当該吸収合併後の吸収合併存続組合の名称並びに吸収合併存続組合を決定するに至った主な根拠

ロ　合併比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ　発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

ニ　吸収合併日に受け入れた資産、引き受けた負債の額、その主な内訳及びこれらについて時価で評価している旨並びに当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由

ホ　吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及びその内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

ヘ　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額

ト　決算書類に含まれる吸収合併消滅組合の業績の期間

チ　吸収合併消滅組合の取得原価及びその内訳

2　前項の規定は、新設合併（二以上の組合がする合併であって、合併により消滅する組合（以下「新設合併消滅組合」という。）の権利義務の全部について、合併により設立する組合（以下「新設合併設立組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）の場合について準用する。

第百四十九条中「及び第八号から第十号まで」を「、第八号、第九号及び第十一号」に改める。

第百九十条に次の一項を加える。

3　有形固定資産の取得価額は、その資産の取得に要した有効かつ適正な支出の額及び当該有形固定資産に係る資産除去債務の額に相当する額（資産除去債務を貸借対照表の負債の部に計上した場合に限る。）によらなければならない。

第百九十一条を次のように改める。

（のれんの評価）

第百九十一条　組合は、吸収合併、新設合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

第百九十四条に次の一項を加える。

3　資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生したときに負債として計上しなければならない。

第百九十五条の二第一項中「（吸収合併により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第百九十六条中「及び」の下に「第三項、第百九十四条第三項並びに」を加える。

第二百四条第二項第一号中「合計額」の下に「（資産除去債務相当資産を除く。）」を加える。

第二百十条の二第一項第二号中「新設合併により消滅する組合（以下「」及び「」という。）」を削り、同項第三号中「吸収合併により存続する組合」を「吸収合併存続組合」に改める。

別紙様式第一号㈠中

（5）未払法人税等	
（6）その他の流動負債	を
（3）受入保証金	を

に、

（5）未払法人税等	
（6）資産除去債務	
（7）その他の流動負債	
（3）受入保証金	
（4）資産除去債務	

に改める。

別紙様式第二号㈠中

（8）リース債務	
（9）その他の流動負債	を

に、

（8）リース債務	
（9）資産除去債務	
（10）その他の流動負債	
（6）リース債務	
（7）資産除去債務	
（8）その他の固定負債	を

に改める。